

平成22年6月11日

株 主 各 位

東京都町田市鶴間1670番地
株式会社 ケーユーホールディングス
取締役社長 井上 恵博

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月25日(金)までに到着しますようご送付お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月28日(月) 午前10時
 2. 場 所 東京都町田市鶴間1670番地
当社本社 5階 会議室
(会場が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第38期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
- 決議事項 案 剰余金の配当の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.ku-hd.com>)において掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から)
(平成22年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、堅調なアジア市場と緊急経済対策の効果などを背景に、下げ止まりの動きが見られるようになりました。企業収益が改善、設備投資は下げ止まりつつあります。個人消費も改善の兆しが窺われますが、失業率が高水準で推移するなど、雇用情勢は依然として厳しく先行きは不透明です。

自動車販売業界におきましては、低燃費車を対象としたエコカー減税や新車購入補助金制度など政府の支援策等で国内の自動車販売は昨夏に前年比プラスとなり、新車の総販売台数は488万台（対前年度比3.8%増加）と4年ぶりの前年度比プラスに転じましたが、金融危機前の平成19年度（531万台）には届きませんでした。一方、外国メーカー車の新車販売台数は、16.6万台（同5.7%減少）となり、依然として厳しい状況が続いております。

中古車マーケットにつきましても、中古車登録台数は394万台（同7.5%減少）と4年連続で前年度を下回る結果となりました。

このような状況下、当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高は、前期に比べ4,650百万円減少の37,108百万円（同11.1%減少）となりました。カテゴリー別では、国産車は、前期に比べ590百万円減少の14,119百万円（同4.0%減少）となりました。また、輸入車は、前期に比べ3,630百万円減少の15,465百万円（同19.0%減少）となり、国産車に比べ厳しい結果となりました。

アフターセールス部門におきましても前期に比べ224百万円減少の4,659百万円（同4.6%減少）となりました。また、手数料収入は、販売台数の減少に伴い、前期に比べ168百万円減少の2,421百万円（同6.5%減少）となりました。

売上原価は、仕入調達力の強化や利益重視の販売活動により、前期に比べ4,041百万円減少の29,696百万円（同12.0%減少）となりました。その結果売上原価率は80.0%と前期に比べ0.8%改善いたしました。

販売費及び一般管理費は、広告宣伝費、人件費等経費削減を進め、前期に比べ585百万円減少の6,071百万円（同8.8%減少）となりましたが、経費率は16.4%と前期に比べ0.5%増加いたしました。

営業利益は、前期に比べ23百万円減少の1,339百万円（同1.7%減少）となり、営業利益率は、前期に比べ0.3%プラスの3.6%となりました。

営業外損益は、純収益が前期に比べ25百万円減少の112百万円となり、経常利益は、前期に比べ48百万円減少の1,452百万円（同3.2%減少）となりました。

特別損益は、(株)ケーユー本店敷地の一部収用による補償金を計上する等により純利益が4,857百万円となり、税金等調整前当期純利益は、前期に比べ5,269百万円増加の6,309百万円（同506.5%増加）となりました。

その結果、当期純利益は、前期に比べ3,206百万円増加の3,687百万円（同666.1%増加）となりました。

(2) 販売の状況

(単位：百万円)

商品別	期 別	第37期 (平成21年3月期)			第38期 (平成22年3月期)			売上高 増減率
		台数	売上高	構成比	台数	売上高	構成比	
四輪車	新 車	3,635台	13,116	31.4%	3,267台	11,378	30.7%	△13.3%
	中古車	18,941台	20,689	49.6%	17,464台	18,207	49.0%	△12.0%
	小 計	22,576台	33,805	81.0%	20,731台	29,585	79.7%	△12.5%
二輪車	新 車	205台	305	0.7%	117台	215	0.6%	△29.5%
	中古車	302台	173	0.4%	232台	227	0.6%	30.7%
	小 計	507台	478	1.1%	349台	442	1.2%	△7.6%
修理売上高		—	4,884	11.7%	—	4,659	12.6%	△4.6%
手数料収入		—	2,589	6.2%	—	2,421	6.5%	△6.4%
合 計		—	41,758	100.0%	—	37,108	100.0%	△11.1%

(3) 対処すべき課題

個人消費が不透明ななかで、底を打ったと思われる自動車販売も、新車購入補助金制度が終了すれば、年度後半には反動減が懸念されるなど、国内の自動車販売業界は、依然として厳しい状況にあります。

この様な状況下、当社といたしましては、引続き、組織のスリム化と業務の効率化により生産性の向上を図るとともに、経費のコントロールを一層強め、総需要が減少する経営環境においても十分な利益を確保できる企業体質の構築に努めてまいります。

新規出店や既存店舗のリニューアルに加え、将来を見据えた新規分野への進出により、業績の拡大のみならず事業ポートフォリオの増強を図るほか、純粋持株会社の特徴と当社の財務面での強みを活かしたM&Aの積極的な展開等を通じ、グループの成長を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は2,805百万円であり、主なものは次のとおりであります。

株式会社ケーユー 本店	1,386百万円
株式会社モトーレン東名横浜 横浜三ツ沢支店	566百万円

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

年度 区分	第 35 期 (平成19年3月期)	第 36 期 (平成20年3月期)	第 37 期 (平成21年3月期)	第38期(当期) (平成22年3月期)
四輪車売上台数	24,831台	24,915台	22,576台	20,731台
二輪車売上台数	1,434台	1,278台	507台	349台
売 上 高	48,257	48,948	41,758	37,108
売 上 総 利 益	8,967	9,050	8,020	7,411
営 業 利 益	2,202	1,909	1,363	1,339
経 常 利 益	2,322	2,009	1,500	1,452
当 期 純 利 益	1,418	787	481	3,687
1株当たり当期純利益	78円51銭	43円42銭	26円86銭	215円50銭
総 資 産	28,115	28,655	28,455	29,159
純 資 産	20,688	20,970	20,896	24,388
1株当たり純資産	1,140円46銭	1,153円85銭	1,214円76銭	1,441円75銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
有限会社ヤマサン	32百万円	35.24%	不動産賃貸・管理

有限会社ヤマサンは、当社代表取締役およびその近親者が100%出資する個人の資産管理会社で、当社グループとは事業活動において関連性はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ケーユー	50百万円	100.0%	国産新車中古車、輸入新車中古車の販売・修理業
株式会社ファイブスター東名横浜	30百万円	100.0%	クライスラー・ジープ・ダッジ車、GM車の販売・修理業
株式会社シュテルン世田谷	355百万円	100.0%	メルセデス・ベンツ車の販売・修理業
株式会社モトーレン東名横浜	50百万円	100.0%	BMW車およびMINI車の販売・修理業

(注) 上記重要な子会社4社は連結子会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県および栃木県を主要営業地域として、四輪自動車および二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付帯する事業を展開しております。

(8) 主要な事業所

① 株式会社ケーユー

名 称	所 在 地
本店	東京都町田市
八王子店	東京都八王子市
東大和店	東京都東大和市
相模原西店	神奈川県相模原市
横須賀店	神奈川県横須賀市
秦野店	神奈川県秦野市
戸塚店	横浜市戸塚区
千葉店	千葉市中央区
千葉ニュータウン店	千葉県印西市
久喜白岡店	埼玉県白岡町
三郷インター店	埼玉県三郷市
宇都宮インターパーク店	栃木県宇都宮市
買取専門鶴野森店	神奈川県相模原市
買取専門平塚店	神奈川県平塚市

② 株式会社ファイブスター東名横浜

名 称	所 在 地
クライスラー・ジープ・ダッジ東名横浜	東京都町田市
クライスラー・ジープ・ダッジ相模原	神奈川県相模原市
G M シボレー 東 名 横 浜	東京都町田市
ハーレーダビッドソン相模原	神奈川県相模原市

③ 株式会社シュテルン世田谷

名 称	所 在 地
メルセデス・ベンツ東名横浜	東京都町田市
メルセデス・ベンツ多摩	東京都多摩市
メルセデス・ベンツ世田谷南	東京都世田谷区
メルセデス・ベンツ世田谷南	東京都世田谷区
サーティファイドカー・センター	東京都世田谷区
メルセデス・ベンツあざみ野	横浜市青葉区

④ 株式会社モトーレン東名横浜

名 称	所 在 地
Tomei-Yokohama BMW 東名横浜本店	東 京 都 町 田 市
Tomei-Yokohama BMW 横浜三ツ沢支店	横 浜 市 神 奈 川 区
Tomei-Yokohama BMW 横浜磯子支店	横 浜 市 磯 子 区
BMW Premium Selection 町田鶴川	東 京 都 町 田 市
BMW Premium Selection 横浜六角橋	横 浜 市 神 奈 川 区

(9) 従業員 の 状 況

部 門 名	従 業 員 数
営 業 部 門	254名
仕 入 部 門	17名
サ ー ビ ス 部 門	193名
管 理 部 門	62名
合 計	526名

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
(株) 横 浜 銀 行	45百万円

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第6回新株予約権（平成21年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 430個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 43,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成21年8月1日から平成51年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ・交付の状況

当社取締役	7名	370個
子会社取締役・執行役員	3名	60個

(2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

第3回新株予約権（平成18年8月7日発行）

- ・新株予約権の数 990個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 99,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額

金銭の払込みを要しない（無償）

- ・新株予約権の行使価額 1個あたり107,500円
- ・新株予約権の行使期間
平成20年8月1日から平成25年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
 - ③ 行使請求日の前日終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が行使価額に1.05を乗じた金額に満たない場合は、行使できない。
 - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、当社の承認を要するものとする。

第4回新株予約権（平成19年10月1日発行）

- ・新株予約権の数 310個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 31,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成19年10月2日から平成49年10月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り行使でき

るものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで行使できるものとする。

- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第5回新株予約権（平成20年9月1日発行）

- ・新株予約権の数 370個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 37,000株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の発行価額 無償

- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円

- ・新株予約権の行使期間

平成20年9月2日から平成50年9月1日まで

- ・新株予約権の行使条件

- ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。

- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
取 締 役	第3回新株予約権	990 個	7 名
	第4回新株予約権	310 個	7 名
	第5回新株予約権	370 個	7 名
	第6回新株予約権	370 個	7 名

IV. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

役 職 名	氏 名	担当または重要な 兼職の状況
取締役会長兼社長 (代表取締役)	井 上 恵 博	株式会社ケーユー 代表取締役会長兼社長 株式会社シュテルン世田谷 代表取締役会長 株式会社モトーレン東名横浜 代表取締役会長兼社長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役会長
副 社 長 (代表取締役)	板 東 徹 行	株式会社シュテルン世田谷 代表取締役社長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役社長
副 社 長 (代表取締役)	井 上 久 尚	株式会社ケーユー 代表取締役副社長執行役員
専務取締役	今 関 諭 志	—
常務取締役	橋 本 雅 之	—
取 締 役	堀 内 伸 泰	総合企画部長
取 締 役	稲 垣 正 義	店舗開発部長
常勤監査役	大 石 雄 三	—
監 査 役	細 野 泰 司	細野コンクリート株式会社 代表取締役社長 株式会社細野商事 代表取締役 細野運輸株式会社 代表取締役
監 査 役	松 本 洋 四 郎	—
監 査 役	細 野 保	株式会社細野商会代表取締役

- (注) 1. 監査役細野泰司氏、松本洋四郎氏および細野保氏は、社外監査役であります。なお、当社は、東京証券取引所に対して、三氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役細野泰司が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
3. 監査役細野保が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。

(2) 事業年度中に退任した取締役

第37期定時株主総会の終結の時をもって退任した者は、以下のとおりであります。

- ①退任時の会社における役職名 常務取締役
- ②氏 名 上西 章弘
- ③退 任 日 平成21年6月24日
- ④退任事由 任期満了

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	8 名	134百万円
監 査 役	4 名	4 百万円
合 計	12名	138百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額8百万円を含んでおります。
2. 上記の取締役の支給人員には、平成21年6月24日開催の第37期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記のうち社外役員（監査役）に対する報酬等の総額は3名1百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	細 野 泰 司	当期開催の取締役会のうち67%に、監査役会のうち67%に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有用な指摘を適宜行っております。
監 査 役	松 本 洋 四 郎	当期開催の取締役会のうち92%に、監査役会のうち92%に出席し、自動車販売会社の元経営者の見地から議案等につき有用な指摘を適宜行っております。
監 査 役	細 野 保	当期開催の取締役会のうち100%に、監査役会のうち100%に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有用な指摘を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合 計	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当ありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性および信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合、監査役会の同意を得て、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人等を会計監査人として選任する旨の議案を株主総会にお諮りする方針であります。

当社監査役会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性および信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合であって、取締役会の判断と相違する場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任および新たな会計監査人の選任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求いたします。特に、会社法第340条第1項各号所定事由に該当すると認められる場合であって、必要と判断するときには、当社監査役会は、会計監査人の解任をすることがあります。

VI. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成21年7月16日開催の取締役会において、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、下記のとおり決議いたしました。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修などを通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査室は、監査役会と連携し、法令などの遵守状況を定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会など重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書など、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令および社内規程に基づき保存することといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的なリスクを把握・評価し適切な対

応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、取締役をリスク管理総括責任者に任命し、リスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長および必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものといたします。また、災害をはじめとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会および必要に応じ臨時取締役会を開催するほか、原則毎月1回グループ各社の取締役、執行役員及び常勤監査役をメンバーとする経営会議を開催し、グループの経営戦略や取締役会に上程する重要案件の事前審議を行うなど、取締役の意思決定および職務執行の効率化を図ります。

業務の運営および進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行います。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

当社の社長および取締役の多くは、グループ各社の取締役を兼務しており、グループ各社の運営を監視・監督しております。また経営会議において、グループ各社の情報交換や、グループの経営戦略についての必要な協議を行っております。

当社の常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査室が定期的にグループ各社を監査するなどグループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役および監査役会の職務を補助する職員を他部署との兼務で配置しております。当該職員の人事考課および人事異動に関しては、監査役会の意見を聴取することといたします。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告いたします。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議など主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。また監査役は、業務執行に係る重要な文書および稟議書などを閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるといたします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めることといたします。

- ⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程において反社会的勢力との対決を謳い、さらにコンプライアンスマニュアルで具体的内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を促進いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	[11,330]	〔流動負債〕	[2,859]
現金及び預金	4,785	買掛金	1,394
売掛金	799	1年内返済予定の長期借入金	47
有価証券	10	未払金及び未払費用	411
商品及び製品	4,489	未払法人税等	273
仕掛品	41	賞与引当金	160
原材料及び貯蔵品	146	その他	571
前払費用	126		
繰延税金資産	194	〔固定負債〕	[1,911]
その他	739	繰延税金負債	1,377
貸倒引当金	△ 2	長期借入金	116
		その他	416
〔固定資産〕	[17,828]		
(有形固定資産)	(15,905)	負債合計	4,771
建物及び構築物	6,030	純資産の部	
機械装置及び運搬具	710	〔株主資本〕	[24,247]
工具・器具・備品	87	(資本金)	(6,321)
土地	9,069	(資本剰余金)	(6,439)
建設仮勘定	7	(利益剰余金)	(16,428)
(無形固定資産)	(65)	(自己株式)	(△4,942)
(投資その他の資産)	(1,857)	〔評価・換算差額等〕	[73]
投資有価証券	764	(その他有価証券評価差額金)	(73)
繰延税金資産	70	〔新株予約権〕	[67]
その他	1,033	純資産合計	24,388
貸倒引当金	△ 10		
資産合計	29,159	負債・純資産合計	29,159

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		37,108
売 上 原 価		29,696
売 上 総 利 益		7,411
販売費及び一般管理費		6,071
営 業 利 益		1,339
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 地 代 家 賃	64	
そ の 他	93	173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	11	
賃 貸 資 産 賃 借 料	27	
訴 訟 関 連 費 用	10	
そ の 他	5	60
経 常 利 益		1,452
特 別 利 益		
収 用 補 償 金	5,414	
固 定 資 産 売 却 益	0	
そ の 他	31	5,445
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	28	
固 定 資 産 売 却 損	492	
固 定 資 産 除 却 損	66	588
税金等調整前当期純利益		6,309
法人税、住民税及び事業税		611
法 人 税 等 調 整 額		2,010
当 期 純 利 益		3,687

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日 残高	6,321	6,439	12,912	△4,855	20,817
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△171	—	△171
当期純利益	—	—	3,687	—	3,687
自己株式の取得	—	—	—	△86	△86
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,516	△86	3,429
平成22年3月31日 残高	6,321	6,439	16,428	△4,942	24,247

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日 残高	21	21	58	20,896
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△171
当期純利益	—	—	—	3,687
自己株式の取得	—	—	—	△86
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	52	52	9	61
連結会計年度中の変動額合計	52	52	9	3,491
平成22年3月31日 残高	73	73	67	24,388

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
株式会社ケーユー	
株式会社ファイブスター東名横浜	
株式会社シュテルン世田谷	
株式会社モトーレン東名横浜	
株式会社ファーレン神奈川中央	
2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ
時価法
 - ③ たな卸資産

商 品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
イ. 新 車	
ロ. 中古車	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原 材 料	移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕 掛 品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
	建物及び構築物 5年～40年
	機械装置及び運搬具 2年～15年
	工具・器具・備品 2年～20年
 - ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

ソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）による定額法
--------	------------------------
 - ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産

商品及び製品

225百万円

上記物件について、買掛金480百万円の担保に供しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

3,364百万円

連結株主資本等変動計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,063,012株

3. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,194,100株

4. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成18年新株予約権	普通株式	176,000	—	4,000	172,000	31
	平成19年新株予約権 (注)1	普通株式	—	—	—	—	16
	平成20年新株予約権 (注)1	普通株式	—	—	—	—	9
	平成21年新株予約権 (注)1	普通株式	—	—	—	—	10
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	176,000	—	4,000	172,000	67

(注)平成19年新株予約権36,100株、平成20年新株予約権44,000株及び平成21年新株予約権43,000株は、権利行使できる条件を充足したものではありません。

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月21日 取締役会	普通株式	85	5円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	85	5円00銭	平成21年9月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月28日開催予定の第38期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	84	利益剰余金	5円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月29日

税効果会計

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）

未払事業税	35百万円
賞与引当金	63
在庫未実現利益	1
その他	93

繰延税金資産（流動）合計 194百万円

(2) 繰延税金資産（固定）

投資有価証券評価損	228百万円
長期未払金（役員退職慰労金）	143
減価償却超過額	102
その他	132

繰延税金資産（固定）小計 607百万円

評価性引当額 △274

繰延税金資産（固定）合計 333百万円

繰延税金負債との相殺額 △262

繰延税金資産（固定）純額 70百万円

(3) 繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮積立金	△1,604百万円
その他有価証券評価差額金	△36

繰延税金負債（固定）合計 △1,640百万円

繰延税金資産との相殺額 262

繰延税金負債（固定）純額 1,377百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗建設のための設備投資計画に照らして必要な資金（銀行借入や入居保証金）を調達しております。一時的な余資は銀行の定期預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で17年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程を定め、取引先との信用取引についての遵守事項を定めております。個人に対する掛売りは原則として行いませんが、例外的に掛売りが認められる場合と承認申請の手順は経理部通達にて定めております。さらに、取引先ごとの売掛金残高は経理部にて把握し、定期的に当該顧客を担当する拠点に通知し、拠点が責任をもって債権回収に当たる体制となっております。

また、個人顧客のクレジット利用により信販会社への売掛金が発生しますが、財務内容の良好な信販会社のみを取引対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い損害保険会社のため信用リスクはほとんどないと認識しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、稟議等により承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いをできなくなるリスク）の管理

当社は経理部が各部署からの報告に基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、出納日報により取引銀行の預金残高を確認することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品のなかには、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のほとんどは、財務内容が良好な信販会社向けのものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注1）を参照ください。）

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,785	4,785	—
(2) 売掛金	799		
貸倒引当金 ※1	△2		
	797	797	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① その他有価証券	761	761	—
資産計	6,355	6,355	—
(1) 買掛金	1,394	1,394	—
(2) 未払法人税等	273	273	—
(3) 長期借入金 ※2	164	165	1
負債計	1,558	1,560	1

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得価額又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	522	632	109
	社債	100	101	1
	小計	622	733	111
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	46	27	△19
	小計	46	27	△19
合計		669	761	91

②当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について28百万円減損処理を行っております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13
地震デリバティブ ※	—

※契約金額3億円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	4,785	—	—	—
売掛金	799	—	—	—
有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	100	—
合計	5,585	—	100	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
長期借入金	47	28	34	53

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

1株当たり情報

- 1株当たり純資産額 1,441円75銭
- 1株当たり当期純利益 215円50銭

重要な後発事象

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

1. 取得する株式の種類
当社普通株式
2. 取得する株式の総数
1,000,000株（上限）
3. 取得する期間
平成22年5月14日から平成22年9月17日
4. 取得価額の総額
350百万円（上限）
5. 取得の方法
市場買付
6. 取得の理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社 ケーユーホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 磯 貝 和 敏 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士 山 口 直 志 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士 内 野 福 道 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーユーホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月31日

株式会社 ケーユーホールディングス監査役会

常勤監査役 大石雄三 ⑩

監査役 細野泰司 ⑩

監査役 松本洋四郎 ⑩

監査役 細野保 ⑩

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産]	[3,833]	[流動負債]	[397]
現金及び預金	930	1年内返済予定の長期借入金	5
有価証券	10	未払金	14
未収収益	309	未払費用	277
繰延税金資産	13	未払法人税等	55
関係会社短期貸付金	2,451	賞与引当金	4
未収法人税等	50	その他	40
その他	68	[固定負債]	[1,803]
[固定資産]	[18,432]	長期借入金	113
(有形固定資産)	(12,544)	長期未払金	352
建物	4,219	繰延税金負債	1,300
構築物	249	その他	37
機械装置	1	負債合計	2,201
工具・器具・備品	20	純資産の部	
土地	8,054	[株主資本]	[19,940]
(無形固定資産)	(21)	(資本金)	(6,321)
電話加入権	15	(資本剰余金)	(6,439)
ソフトウェア	6	資本準備金	6,439
(投資その他の資産)	(5,866)	(利益剰余金)	(12,121)
投資有価証券	694	利益準備金	193
関係会社株式	4,873	その他利益剰余金	11,928
出資金	0	配当平均積立金	2
長期前払費用	80	固定資産圧縮積立金	2,221
敷金・保証金	205	別途積立金	38
保険積立金	11	繰越利益剰余金	9,665
その他	4	(自己株式)	(Δ4,942)
貸倒引当金	Δ4	[評価・換算差額等]	[56]
		(その他有価証券評価差額金)	56
		[新株予約権]	[67]
資産合計	22,266	純資産合計	20,064
		負債・純資産合計	22,266

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,516
営 業 費 用		847
営 業 利 益		669
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37	
受 取 地 代 家 賃	34	
雑 収 入	11	83
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	9	
賃 貸 資 産 賃 借 料	5	
訴 訟 関 連 費 用	4	22
経 常 利 益		730
特 別 利 益		
収 用 補 償 金	5,023	5,023
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	334	
固 定 資 産 除 却 損	21	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	28	384
税 引 前 当 期 純 利 益		5,369
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		96
法 人 税 等 調 整 額		1,854
当 期 純 利 益		3,419

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金
平成21年3月31日 残高	6,321	6,439	6,439	193
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
固定資産圧縮 積立金の積立	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額 (純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成22年3月31日 残高	6,321	6,439	6,439	193

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金				利益剰余 金 合 計		
	配当平均 積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		利益剰余 金 合 計	
平成21年3月31日 残高	2	4	38	8,635	8,874		△4,855
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△171	△171	—	△171
当期純利益	—	—	—	3,419	3,419	—	3,419
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△86	△86
固定資産圧縮 積立金の積立	—	2,217	—	△2,217	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	2,217	—	1,030	3,247	△86	3,160
平成22年3月31日 残高	2	2,221	38	9,665	12,121	△4,942	19,940

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日 残高	13	13	58	16,851
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△171
当期純利益	—	—	—	3,419
自己株式の取得	—	—	—	△86
固定資産圧縮 積立金の積立	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	43	43	9	52
事業年度中の変動額合計	43	43	9	3,213
平成22年3月31日 残高	56	56	67	20,064

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年～40年
構築物	7年～20年
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)による定額法
 - (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。
5. その他の重要な会計方針
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,339百万円
3. 債務保証
関係会社（株式会社ファイブスター東名横浜、株式会社シュテ
ルン世田谷、株式会社モトーレン東名横浜、株式会社ファーレ
ン神奈川中央）の仕入債務に対する債務保証 531百万円
4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
(1) 短期金銭債権 2,451百万円
(2) 短期金銭債務 3百万円

損益計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
(1) 関係会社からの営業収益 1,516百万円
(2) 関係会社からの受取利息 19百万円
3. 固定資産売却損の内訳
土地 334百万円
計 334百万円
4. 固定資産除却損の内訳
建物 3百万円
構築物 9
工具・器具・備品 0
解体費用 7
計 21百万円

株主資本等変動計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度における自己株式の種類及び株式数
普通株式 6,194,100株

税効果会計

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）	
未払事業税	11百万円
賞与引当金	1
その他	0
繰延税金資産（流動）合計	<u>13百万円</u>
(2) 繰延税金資産（固定）	
投資有価証券評価損	222百万円
長期未払金（役員退職慰労金）	143
減価償却超過額	38
その他	117
繰延税金資産（固定）小計	<u>522百万円</u>
評価性引当額	<u>△274</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>248百万円</u>
繰延税金負債との相殺額	<u>△248</u>
繰延税金資産（固定）純額	<u>0百万円</u>
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△1,524百万円
その他有価証券評価差額金	△24
繰延税金負債（固定）合計	<u>△1,549百万円</u>
繰延税金資産との相殺額	<u>248</u>
繰延税金負債（固定）純額	<u>△1,300百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.6
評価性引当額	0.2
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>36.3</u>

リースにより使用する固定資産

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
ソフトウェア	30	20	9
合 計	30	20	9

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	4百万円
1年超	4百万円
合計	9百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	4百万円
減価償却費相当額	4百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

関連当事者との取引

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ケーユー	東京都町田市	50	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任4名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	426	—	—
	㈱シュテルン世田谷	東京都町田市	355	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任4名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	153	—	—
	㈱モトレン東名横浜	東京都町田市	50	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任4名	資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	2,221
								利息の受取	18	未収利息	1
	㈱ファレン神奈川中央	東京都町田市	10	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任5名	資金の貸付	不動産の賃貸	14	—	—
								資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	230
							利息の受取	0	未収利息	0	

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 不動産の賃貸料は、不動産鑑定士の鑑定評価等に基づき決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

1株当たり情報

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,185円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 199円79銭 |

重要な後発事象

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- 取得する株式の種類
当社普通株式
- 取得する株式の総数
1,000,000株(上限)
- 取得する期間
平成22年5月14日から平成22年9月17日
- 取得価額の総額
350百万円(上限)
- 取得の方法
市場買付
- 取得の理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社 ケーユーホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 磯 貝 和 敏 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 山 口 直 志 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 内 野 福 道 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5月31日

株式会社 ケーユーホールディングス 監査役会

常勤監査役 大石 雄三 (印)

監査役 細野 泰司 (印)

監査役 松本 洋四郎 (印)

監査役 細野 保 (印)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、財務体質の強化や今後の成長戦略等を勘案し長期的かつ安定的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

第 38 期の期末配当につきましては、厳しい経営環境及び今後の事業展開のための内部留保の必要性等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当（1株あたり5円）とあわせまして、年間の配当額は1株あたり10円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、84,344,560円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成22年6月29日といたしたいと存じます。

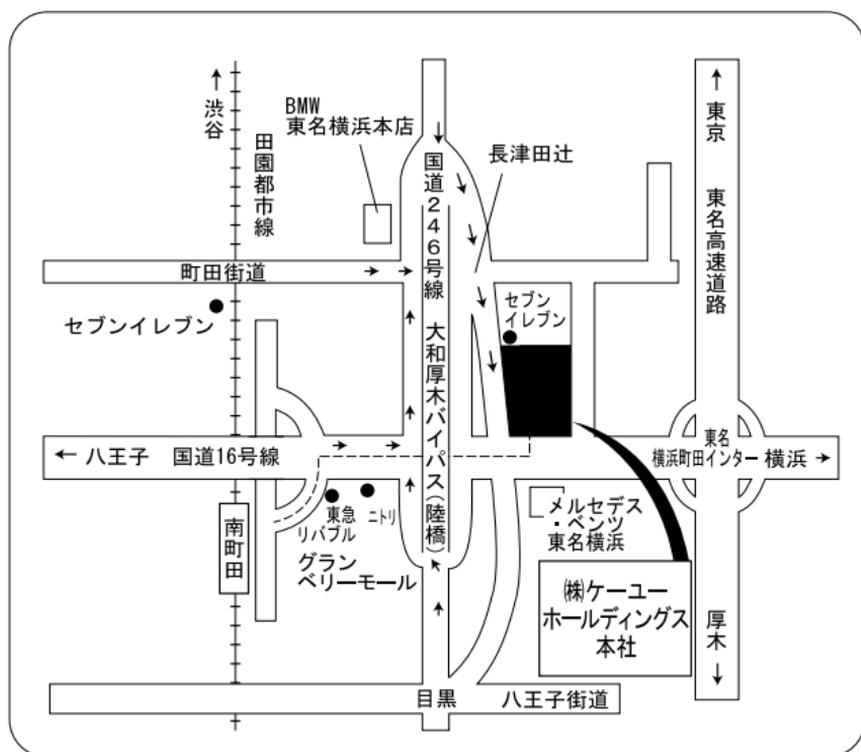
以 上

第38期定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都町田市鶴間1670番地

株式会社ケーユーホールディングス本社
5階 会議室

電話 042-799-2130



東名高速道路：横浜町田I.C町田方面出口より1分

最寄駅：東急田園都市線 南町田駅 徒歩約8分